

原議保存期間	1年(令和4年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年3月31日まで)

警察大学校副校長  
科学警察研究所総務部長  
皇宮警察本部副本部長  
各管区警察局総務担当部長  
各管区警察学校長 殿  
警視庁警務部長  
警視庁警察学校長  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
庁内各課長

警察庁丁人発第128号  
令和3年3月16日  
警察庁長官官房人事課長

新型コロナウイルス感染症への感染防止を踏まえた職場教養における術科訓練の実施について(通達)

職場教養における術科訓練については、現場警察官の執行力を維持・強化するため、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策を徹底した上で、地域の感染状況等を踏まえつつ創意工夫を凝らして実施されたい。その実施に当たっては、被疑者を的確に制圧・検挙するための総合対処法及び逮捕術の訓練に重点をおくこと。

なお、特別訓練員の訓練(拳銃を除く。)については、当面の間、中断を継続されたい。本通達については、令和3年4月1日から運用を開始する。

**【本件担当】**

教養企画室術科教養係  
大塚警視(800-2755)